

# 広東省知識産権保護条例

2022年5月1日施行

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

広州事務所 知的財産権部編

※ 本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

広東省第十三期人民代表大会常務委員会

公告

(第106号)

『広東省知識産権保護条例』は、2022年3月29日広東省第十三期人民代表大会常務委員会第四十一回会議にて採択され、本日公布、2022年5月1日から施行される。

広東省人民代表大会常務委員会

2022年3月29日

広東省知識産権保護条例

(2022年3月29日付けの広東省第十三期人民代表大会常務委員会第四十一回会議にて採択された)

第一章 総則

**第一条** 知的財産権保護を強化し、革新の活力を奮い立たせ、市場化、法制化、国際化のビジネス環境を最適化し、関連法律、行政法規に従い、本省の実情を踏まえて、本条例を制定する。

**第二条** 本条例は本省行政地域内における知的財産権保護及び関連業務に適用する。

**第三条** 各レベル人民政府は知的財産権保護所屬地域の責任を着実に知的財産権保護業務メカニズムを完備し、業務協力調整メカニズムの構築を強化し、知的財産権保護業務のチームの構築を強化しなければならない。

県レベル以上の人民政府は、知的財産権保護業務を国民経済及び社会発展企画に含んで、し、知的財産権保護経費を当レベル財政予算に計上しなければならない。

**第四条** 県レベル以上の人民政府の市場監督管理部門は、専利、商標、地理的表示製品及び営業秘密の行政保護業務の職責を履行する。

県レベル以上の地方の著作権主管部門は著作権に関する行政保護業務を履行する。

県レベル以上の人民政府の農業農村、林業部門は、各自職責範囲以内の植物新品種及び農産品地理的表示に関する行政保護業務を履行する。

報道出版、発展改革、教育、科学技術、工業と情報化、公安、司法行政、財政、人力資源社会保障、商務、文化と観光、衛生健康、テレビ放送、地方金融監督管理、税関、薬品監督、漢方薬など知的財産

権保護担当の関連部門は、各自職責範囲以内の知的財産権保護関連業務を履行する。

本条の第一項、第二項、第三項に定めた部門は、以下、「知的財産権保護を担当する主管部門」と総称する。

**第五条** 省人民政府は、知的財産権戦略実施業務連席会議制度を完備し、省全土の知的財産権イノベーション、運用、保護、管理、サービスなど業務をまとめて推進し、知的財産権保護業務の重大な問題を調整・解決しなければならない。

**第六条** 省人民政府は毎年知的財産権保護白書を発表し、社会に当省の知的財産権保護の状況を公開しなければならない。

県レベル以上の人民政府及び関連部門は、知的財産権保護の宣伝指導を強化し、マスメディアを多様な知的財産権保護の公益宣伝を展開するよう指導し、知識価値を尊重し、革新を提唱し、信義誠実・法令遵守の知的財産権保護の環境を醸成しなければならない。

**第七条** 省人民政府は広東-香港-マカオ大湾区の知的財産権合作メカニズム構築を強化し、広東-香港-マカオ大湾区及び汎珠江デルタ地域において知的財産権合作メカニズムに従い、知的財産権保護協力、紛争解決、情報共有、学術研究、人材育成等業務を推進し、知的財産権保護分野の交流合作を全面的に強化しなければならない。

省と地レベル以上の市人民政府は、知的財産権对外合作交流チャンネルを拡大し、企業、社会組織、知的財産権サービス機構が知的財産権保護の国際交流合作を法律に基づいて展開するよう激励しサポートしなければならない。

**第八条** 県レベル以上の人民政府は、国家関連規定に基づいて、知的財産権保護業務の中に顕著な貢献をした団体と個人に表彰・奨励を与えなければならない。

## 第二章 行政保護

**第九条** 県レベル以上の人民政府は、知的財産権の基礎保護を強化し、肝心な核心分野における知的財産権創出と蓄積を推進し、産業知的財産権アライアンスと産業の専利プールの構築を促進し、自然人、法人と非法人組織が法律に基づいて知的財産権を獲得するよう支持・指導し、知的財産権出願の登録品質及び知的財産権の管理機能を向上させなければならない。

知的財産権保護を担当する主管部門は、知的財産権出願の登録品質に対する監督管理を強化し、法律に基づいて、非正常の専利出願、商標悪意登録、作品著作权重複登記及び悪意登記など行為を取り締まらなければならない。

**第十条** 知的財産権保護を担当する主管部門及び関連部門は、知的財産権保護の知能化構築を強化し、ビッグデータ、人工知能、ブロックチェーンなど新技術を利用し、案件関連の手がかりと情報の検査確認、ソースの追跡、重点商品の流れの追跡、重点作品のネット伝送、権利侵害行為に対するリアルタイム監督とオンライン識別、証拠の取得と保全、オンライン紛争解決など分野において、保護方式を創出しなければならない。

**第十一条** 省と地レベル以上市の人民政府は、知的財産権分析評価メカニズムを構築・完備しなければならない。知的財産権に係る重大な地域と産業企画、及び財政性資金或は国有資本を利用して設立した重大な政府投資プロジェクト、重大な自主イノベーションプロジェクト、重大な技術導入或は輸出プロジェクト、重大な人材管理と導入プロジェクトなど重大な経済科学技術活動について、プロジェクト主管単位は、知的財産権リスクを防止するよう知的財産権分析評価の展開を進めなければならない。

商務と科学技術、農業農村、市場監督管理、林業など関連主管部門は国家関連規定に基づいて、知的財産権対外譲渡審査業務を展開し、国家安全と重大な公共利益を維持保護する。

**第十二条** 省人民政府は、知的財産権法的執行協力メカニズムを確立・完備し、統一のおよび協調的な法的執行標準、証拠の規則と案例を指導する制度を確立し、知的財産権違法手がかりの通報、案件移送、法的執行の連携、検査鑑定結果の互い認証など制度を完備し、部門横断、地域横断において知的財産権案件処理の連携を強化しなければならない。

知的財産権保護担当の主管部門と関連部門は知的財産権違法行為を処理する期間中、他の部門が担当する知的財産権案件の手がかりを発見する時に、タイムリーに書面により通報しかつ手がかりを同レベル主管部門へ移送しなければならない。

省人民政府は、省の間の知的財産権法的執行合作メカニズムの構築を推進し、調査、証拠取得、文書送達など業務を互いに協力して履行しなければならない。

**第十三条** 知的財産権保護を担当する主管部門は、知的財産権案件の取り締まりにあたって、関連行政措置を講じる権力を持つから、当事者は協力すべきで、拒否や妨害ができない。関連行政措置は次の各号に掲げる：

- (一) 関連当事者に訊き、違法嫌疑行為の関連状況を調査する。
- (二) 当事者の違法嫌疑行為に係る場所に現場検査を実施する。
- (三) 違法嫌疑行為に係る契約書、領収書、帳簿、電子データ及び他関連資料に対する閲覧、複製を行う。
- (四) 違法嫌疑行為に係る物品を検査し、サンプルを検出し証拠を取得する。

- (五) 滅失可能若しくは今後取得が難しい証拠に対して、法律に基づいて先に登録・保全する。
- (六) 法律に基づいて関連封印又は差し押さえ措置を講じる。
- (七) 製造方法の専利権を侵害する疑いがある場合、当事者に現場実演を要求する。但し、保護措置を講じ、秘密漏洩を防止するとともに、関連証拠を固定化しなければならない。
- (八) 法律、法規に定めた他の措置。

市場監督管理部門は、専利の権利者又は利害関係者の請求に応じて、専利権侵害紛争を処理する時に、前項の第一号、第二号、第四号、第七号に列した措置を講じることができる。専利権侵害を認定する行政裁決、仲裁裁決又は民事判決の発効後、侵害者が再び同一専利権を侵害する場合、市場監督管理部門は前項のあらゆる措置を講じることができる。

**第十四条** 省人民政府は、知的財産権行政保護技術調査官制度を構築し、専門技術性が強い知的財産権案件を調査できるよう、又は電子データの証拠を取得できるよう、技術支持を提供しなければならない。

技術調査官は案件関連情報に秘密保持義務を負うべき、案件と利害関係がある場合、回避しなければならない。

技術調査官の管理方法は省市場監督管理部門と関連部門連携して、別途策定する。

**第十五条** 知的財産権保護を担当する主管部門と関連部門は、知的財産権侵害集中地域とハイリスク地域に対して、行政保護特別キャンペーンを展開し、権利侵害の再犯、悪意による権利侵害、団体による権利侵害など行為に対する取り締まりおよび打撃を強化しなければならない。

**第十六条** 市場監督管理部門は専利快速審査メカニズムの構築を推進し、関連規定に基づいて、国家重点発展産業と当省戦略性新興産業などに専利出願と権利確認の 익스프레스ウェイを提供しなければならない。

**第十七条** 市場監督管理部門は商標登録の保護手段を探索・創出し、当省の中に、高い知名度と強い市場影響力を持つ商標に対する保護を強化し、関連業界協会が重点商標保護名簿を作成するよう指導し規範化しなければならない。

**第十八条** 著作権主管部門は著作権登記制度を完備し、著作権インターネット保護及び取引規則を完備し、作品の権利侵害と海賊版の行為に対する監督と取り締まりを強化しなければならない。

**第十九条** 市場監督管理部門は営業秘密保護に対する配置、調整、指導及び監督管理的執行業務を強化し、営業秘密保護システムの構築・完備を推進すべきである。経営者が営業秘密保護制度を構築・完備し、営業秘密保持契約を締結する措置などを經由して営業秘密漏洩を防止するよう指導しなければならない。

**第二十条** 知的財産権保護を担当する主管部門、商務部門は、古商号の商事主体が専利出願、商標登録、著作権登記、地理的表示製品保護に対する申請及び営業秘密保護など方式を経由して自身合法的な権益を保護するよう指導し、且つ、法律に基づいて当該知的財産権を侵害する違法行為の取り締まりを行わなければならない。

**第二十一条** 県レベル以上の人民政府及び関連部門は、新しい分野、新しい業態及び伝統文化、伝統知識等分野における知的財産権保護業務を探索・展開し、ビッグデータ、人工知能、遺伝子技術、インターネット、試合の中継と生中継、漢方薬など分野における知的財産権保護について、必要な研修と指導を提供しなければならない。

### 第三章 行政、司法において連携保護及び紛争解決

**第二十二条** 知的財産権司法保護は関連法律、司法解釈の規定に基づいて執行される。

知的財産権保護を担当する主管部門、関連部門と司法機関は、知的財産権保護において行政法的執行と司法の連携メカニズムを構築・完備し、知的財産権分野において行政法的執行標準と司法立件追訴、裁判標準との調整と連携を推進する。

知的財産権保護を担当する主管部門及び関連部門は、知的財産権案件の処理にあたって犯罪手がかりを発見する場合、タイムリーに司法機関に移送しなければならない。

**第二十三条** 知的財産権保護を担当する主管部門、関連部門及び司法部門は、知的財産権行政法的執行と司法の情報共有を強化し、定期的に通報し、知的財産権業務情報を共有し、知的財産権案件違法手がかり、監督データ、典型的な事例など方面で情報共通を強化しなければならない。

**第二十四条** 知的財産権保護を担当する主管部門は、知的財産権紛争の処理にあたって、法律に基づいて、先に調停することができる。

知的財産権保護を担当する主管部門および司法行政部門は、知的財産権紛争調停メカニズムの構築を強化し、知的財産権保護センター、快速権利保護センターおよび関連社会組織が調停組織を設立し、且つ知的財産権紛争の調停を展開し、公平かつ効率的に知的財産権紛争を処理するよう支援・指導しなければならない。

知的財産権保護を担当する主管部門および司法行政部門は、人民法院と連携して、訴訟および調停のマッチング作業を実施し、当事者の申請に応じて、知的財産権紛争の行政調停合意の結果の司法確認制度を探索し、オンライン、オフラインの調停および訴訟のマッチングチャンネルを円滑的に貫通すべきである。

**第二十五条** 市場監督管理部門は、当事者の申請に応じて、法律に基づいて、専利権侵害紛争に対して行政判決を下す。

当事者が調停合意を達成すること、又は行政判決の申請を取り下げることを除き、市場監督管理部門は、所定の期限内に専利権侵害行為が確定したか否かについて行政判決を行うしなければならない。権利侵害行為の確定を認めた場合、権利侵害者が直ちに権利侵害行為を停止するよう命じることができる。

行政判決に関する具体的な手続きと要求は、国家および省の規制に従って実施される。

**第二十六条** 知的財産権保護を担当する主管部門、関連部門および司法機関は、迅速な知的財産権保護メカニズムの構築を強化し、知的財産権保護センターおよび快速知的財産権保護センターの体制を完備し、優れた産業クラスターの地域において、知的財産権保護センターと快速権利保護センターの設立に対する申請を支援しなければならない。

設立を許可された知的財産権保護センターおよび快速権利保護センターは、専門的な技術支援プラットフォームの役割を果たし、知的財産権の出願申請の迅速な審査、権利確認、および権利保護において一連の協力保護業務を推進しなければならない。

**第二十七条** 知的財産権保護を担当する主管部門は、下位部門又は知的財産権分野において公共業務を管理する組織が専利権侵害紛争を処理し、又は下位部門が専利代理違法行為に対して行政処罰を課すよう委託することができる。

受託した部門或いは知的財産権分野の公共業務を管理する組織は、委託の範囲内で、委託機関の名義で調査および適切な処理を行うこととし、他の組織或いは個人に調査の実施と関連処理を再委託してはならない。

## 第四章 社会保護

**第二十八条** 企業、高等教育機関、科学研究機構、およびその他の知的財産権関連の活動に従事する単位および個人は、知的財産権を保護する意識と能力を高め、知的財産権を保護する義務を果たし、知的財産権保護を担当する主管部門および関連部門の指導、監督および管理を受け、行政機関の法的執行活動を協力しなければならない。

企業、高等教育機関、および科学研究機構が知的財産権における内部管理および保護メカニズムを設立・整備し、知的財産権管理部門或いは職位を設置するよう支援し奨励する。

**第二十九条** 市場主体は海外への投資、展示会参加、投資の誘致、製品または技術の輸出入業務を行う場合、関連国家および地域の関連知的財産権の状況をタイムリーに検索し照会すべきである。

市場主体は知的財産権を行使する場合、知的財産権を乱用して独占または不正競争行為を行ってはならない。

**第三十条** 電子商取引プラットフォームの運営者は、プラットフォームの知的財産権保護規則を策定し、知的財産権侵害の苦情申告メカニズムを設立し、知的財産権の苦情申告を適時に処理すべきである。プラットフォーム上経営者が知的財産権を侵害する状況が知る或いは知っておくべき場合は、運営者は法律に基づいて適時に削除、ブロック、接続の切断、取引およびサービスの終了など必要な措置を講じる必要がある。

**第三十一条** 展示会の主催者は、展示会の知的財産権保護に関する規則を策定し、出展項目の知的財産権状況に対する審査を強化し、募集の際に出展者と知的財産権保護の条項を付ける合意が達した出展契約を締結しなければならない。

展示会が3日間を超えて開催される場合、展示会主催者は、展示会知的財産権紛争処理機構を設立し、タイムリーに知的財産権紛争を調停し処理しなければならない。

展示会主催者は、展示会の知的財産権紛争情報およびアーカイブを完全に保存し、行政機関、司法機関、公証人および仲裁機関が関連する情報および資料が入手できるよう協力するものとする。関連情報および資料は、展示会の開催日から少なくとも3年間保管するものとする。

**第三十二条** 専門市場運営者は、市場における知的財産権保護規則を策定し、テナントと知的財産権保護条項を締結し、関連宣伝および教育を実施するものとする。

知的財産権保護を担当する主管部門および関連行政管理部門は、専門市場運営者が専門市場の知的財産権保護メカニズムを設立・整備するよう指導し、専門市場が知的財産権紛争の快速処理メカニズムを設立するよう指導するものとします。

**第三十三条** スポーツおよび文化行事など重大な活動の主催者は、公式ロゴマーク、特殊ロゴマークおよびオリンピックロゴマーク保護など関連法規を遵守し、法律に基づいて活動における知的財産権権を使用する行為を規範化するものとする。

**第三十四条** 広告の経営者及び発表者は、知的財産権にかかわる広告については、法律および行政法規の規定に従い、知的財産権所有権の証明文書を確認しなければならない。知的財産権所有権の文書がない或いは文書の不備の場合、広告の経営者はデザイン、制作、または代理サービスを提供してはならない、広告の発表者は発表してはならない。

**第三十五条** 業界協会、商工会、業界アライアンス等は、知的財産権保護自律メカニズムを設立



し、協会の条項に従って会員の知的財産権の創出、運用、および保護を規範化し、会員の知的財産権保護に対する監督を強化し、会員の知的財産権の紛争を解決するように協力する。

**第三十六条** 知的財産権にかかわる政府投資プロジェクト、政府調達および入札、政府資金援助、表彰奨励などの活動は、関連主管部門は、活動に参加することを申請する自然人、法人および非法人組織に他者の知的財産権を侵害しない書面承諾書の提出、かつ契約に署名する際のコミットメント違反責任の明確を要求することができる。

## 第五章 サービスおよび保障

**第三十七条** 県レベル以上の人民政府は、知的財産権の公共サービスシステムを設立・整備し、知的財産権公共サービスプラットフォームおよび特定課題データベースの構築を推進し、知的財産権政策に対する指導、検索・照会、権利保護に対するコンサルティングなどサービスを提供し、情報共有を強化するものとする。

社会組織の力が積極的に知的財産権保護関連業務に参加し、知的財産権保護サービスを提供するよう奨励し支援する。

**第三十八条** 県レベル以上の人民政府は、政府サービスプラットフォームおよびオンラインサービスホールを活用し、知的財産権政府業務サービスの最適化、サービス手続きの簡素化、知的財産権関連事項の集中的、近隣的およびオンライン処理を促進する。

**第三十九条** 知的財産権保護を担当する主管部門および商務部門は、関連部門および社会組織に、重点業界および分野における知的財産権の状況、発展動向、競争態勢、ならびに重大な影響がある国際的な知的財産権案件および海外の知的財産権に関する法律の改正・変更に対する分析・研究を指導し、知的財産権分野においてリスク警告等サービスを提供するものとする。

**第四十条** 知的財産権保護を担当する主管部門および司法行政部門は、知的財産権保護・支援のメカニズムを設立・完備し、条件に合う地域および業界における知的財産権保護・支援組織の設立を推進し、知的財産権サービス業界協会が公益代理および権利保護を配置し展開するようサポートする。

保険機構が知的財産権保護および海外の権利保護のニーズに取り合わせて知的財産権保険事業を実施するよう奨励し、企業事業機関が知的財産権リスクの対応能力を向上させる。

**第四十一条** 海外の知的財産権紛争対応に対する指導メカニズムを設立・完備し、海外の知的財産権保護サービスを強化する。知的財産権の公益サービス機構が海外の知的財産権紛争対応に対する指導を支援し、有能な社会組織および代理サービス機構が海外知的財産権保護の業務メカニズムが設立

するよう奨励し、海外権利保護専門家データベース、案件データベースおよび法律データベースを構築し、海外の権利保護サービスを展開し、重点産業の企業、業界協会、商工会などが知的財産権の海外権利保護アライアンスが設立するよう指導し、社会資本が海外の権利保護支援サービス基金を設立するよう奨励し、海外の知的財産権紛争を対応する能力を向上させる。

**第四十二条** 司法行政部門は、知的財産権保護を担当する主管部門と連携して、公証電子保管技術の普及と運用を強化し、公証機関が知的財産権保護の公証プロセスを最適化し、公証認証と公証サービス方式を革新し、電子署名、データ暗号化、ブロックチェーンなど技術の活用によって、知的財産権保護と証拠取得のため公証サービスを提供するよう指導しなければならない。

公証機構は、権利者の申請に応じて、権利侵害行為が実行した現場に対する証拠取得のため証拠保全の公証、インターネット環境における知的財産権侵害行為のオンライン証拠取得のため証拠保全の公証を行う。

**第四十三条** 知的財産権保護を担当する主管部門は、知的財産権サービス産業の発展を促進し、知的財産権のコンサルティング、トレーニング、代理、鑑定、評価、運営、ビッグデータの運用などに従事するサービス産業の育成、指導および監督を強化し、法律に基づき業務慣行を規範するものとする。

知的財産権サービス機構は、法律に基づいて知的財産権の代理、法律サービスの提供、相談、トレーニングなど活動を行い、職業倫理と業務規則を遵守し、誠実守信、クライアントの正当な権利と利益を守るものとする。

**第四十四条** 知的財産権保護を担当する主管部門および司法行政部門は、それぞれの職務に応じて、知的財産権の鑑定技術標準の確立を推進し、知的財産権鑑定機構が知的財産権鑑定専門化および規範化の構築を強化し、知的財産権の行政保護と司法保護に専門的な技術サポートを提供するよう指導しなければならない。

**第四十五条** 省人民政府は、知的財産権保護業務の評価メカニズムを設立・完備し、県以上の人民政府および知的財産権保護を担当する主管部門および関連部門が法律に基づいて知的財産権保護業務職責を遂行する状況を評価するものとする。

**第四十六条** 知的財産権保護を担当する主管部門は、知的財産権の分野における信用メカニズムの構築を推進し、国家および省の規定に従って知的財産権の分野における自然人、法人、および非法人組織の信頼できない行為を公共信用システムに記録するものとする。

社会信用主管部門は、知的財産権保護を担当する主管部門と連携して、信用失墜の懲戒処分措置を確立し、知的財産権の信用失墜の懲戒メカニズムを完備しなければならない。

## 第六章 法律責任

**第四十七条** 知的財産権保護を担当する主管部門および関連部門並びにその職員が権力を濫用したり、職務を怠ったり、不正行為をしたりした場合は、直接責任を負う管理者と他の直接責任者を法律に基づいて処罰する。犯罪が構成されている場合は、法律に基づいて刑事責任を追究する。

**第四十八条** 知的財産権侵害行為に対する行政処罰決定又は知的財産権侵害紛争に対する行政裁判、司法判決の発効後、自然人、法人または非法人組織が同じ行為により同一知的財産権を再び侵害した場合、知的財産権保護を担当する主管部門は、当事者に重罰を与えなければならない。

知的財産権保護を担当する主管部門が知的財産権違法行為の調査処理にあたって、当事者に関連証拠資料の提供を要求する際に、当事者が正当な理由なし関連証拠資料の提供を拒否、偽造、破棄、または隠匿した場合は、知的財産権保護を担当する主管部門は、判明した違法な事実に従い行政処罰を実施する時に、重罰を与えることができる。

**第四十九条** 自然人、法人と非法人組織は次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合、3年以内に政府財政性資金プロジェクトの申請及び表彰奨励の参与を行ってはならない。

- (一) 故意により知的財産権を侵害し市場公平競争秩序をひどく破壊する場合。
- (二) 履行能力があるのに発効した知的財産権法律文書の執行を拒否する場合。
- (三) 知的財産権を侵害しかつ犯罪を構成した場合。
- (四) その他の知的財産権侵害かつ深刻な信用失墜行為がある場合。

**第五十条** 企業事業機関が知的財産権を濫用して独占行為または不正競争行為を行う場合、法的責任を追究すべきなら、『中華人民共和国反独占法』、『中華人民共和国反不正競争法』および関連法律法規に従って処理しなければならない。

## 第七章 付則

**第五十一条** 本条例は、2022年5月1日から施行される。

出所：2022年3月31日付け広東省人民代表大会常務委員会ウェブサイトを基にJETRO 広州事務所  
所で日本語仮訳を作成  
[http://www.gdrc.cn/xwdt/202203/t20220331\\_186467.html](http://www.gdrc.cn/xwdt/202203/t20220331_186467.html)

## 知的財産権強省の建設は法治で保障、広東の高品質な発展を推進する

### —省人民代表大会常務委員会は『広東省知識産権保護条例』解釈を作成・発表する

共産党第十八回人民代表大会以来、習近平総書記は知的財産権保護について一連の重要な指示を下り、一連の重要な論述を発表し、知的財産権保護の立法業務に方向を確定した。習近平総書記の知的財産権保護に関する重要な指示を全面的着実に実施し、知的財産権保護業務の法治化レベルを上げ、知的財産権保護を強化し、革新の活力を奮い立たせ、広東の高品質な発展を推進するため、省人民代表大会常務委員会は知的財産権保護業務の実情と結びつき、深く調査研究後、『広東省知識産権保護条例』（以下、「条例」と略称する）を作成した。当該『条例』は省第十三期人民代表大会常務委員会第四十一回会議にて採択され、2022年5月1日から施行される。『条例』は知的財産権「厳保護、大保護、快保護、同保護」を原則とし、我が省が知的財産権において各業務に法律根拠と制度保障を提供する。システムの知的財産権保護能力を強化し、我が省が知的財産権保護の新しいベンチマークを構築するよう推進し、広東において新しい発展パタンの構築を推進することに対して重要な意義がある。

#### 一、 知的財産権「厳保護」の政策指導を明確する。

2019年11月に、中国共産党中央弁公庁、国務院弁公庁は『知的財産権保護の強化に関する意見』を印刷発表し、知的財産権保護業務を完成するため根本的遵守根拠と作業ガイドラインを提供し、知的財産権「厳保護」の政策指導を明確した。2020年11月に、習近平総書記が発表した重要な文章『全面的知的財産権保護を強化し、革新の活力を奮い立たせ、新しい発展体制の構築を推進』は、「イノベーションは発展を牽引する第一動力で、知的財産権保護はイノベーション保護である」を強調する。我が省は知的財産権強省である。高品質な発展は知的財産権が経済活動の中の重要な表現で、知的財産権要素は高品質な発展の重要保証である。知的財産権フルチェーン保護を強化し、知的財産権保護がイノベーション保護である理念の樹立を固めるため、省人民代表大会常務委員会は立法期間中省市場監督管理局、省司法庁等関連部門と専門家、学者を集め、課題論証を展開し、知的財産権保護関連法律制度を真剣に学習、纏めつつ上、我が省の知的財産権保護業務の実情を結びつき、知的財産権保護業務の重点難点を巡って、共通点を絞り、厳しい知的財産権保護システムを構築し、厳しく知的財産権を保護でき、公共利益とイノベーション激励とともに確保できるようになる。

一は、関連知的財産権侵害行為に対する重罰を明確する。知的財産権侵害行為に対する処罰力を強め、権利侵害者又は知的財産権保護義務を違反する行為に対する抑止力を上げるため、『中華人民共和国薬品管理法』の関連立法精神に基づき、『「十四五」国家知的財産権保護及び運用企画』の関連内容を参考とし、『条例』第四十八条は、重罰すべき状況と重罰できる状況を明確する。当該条項によって、関連知的財産権侵害行為に対する行政処罰決定又は知的財産権侵害紛争行政裁決、司法裁決が発効した後、自然人、法人と非法人組織は同一行為で再び同一知的財産権を侵害する場合、知的財産権保護を担当する主管部門は当該行為に重罰を科しなければならない。知的財産権保護を担当する主管部門が知的財産権違法行為の取り締まりにあたって当事者に関連証拠材料を提供するよう要求する場合は、当事者が正当な理由なく関連証拠材料の提供を拒絶したり偽造、破棄、隠匿したりすることがあれば、知的財産権保護を担当する主管部門は、判明した違法事実に従い行政処罰を実施する時に当該行為に重罰を科することができる。

二は、信用失墜を懲戒する制度を設立する。中国共産党中央、国務院が印刷発表した『知的財産権強国建設概要（2021-2035年）』は、知的財産権強国建設を総括推進し、知的財産権創出、運用、保護、管理とサービスレベルを全面的に引き上げ、知的財産権信用監督管理システムを健全し、知的財産権信用監督管理メカニズムとプラットフォームの建設を強化し、法律により規定により知的財産権分野においてひどい信用失墜行為に対して懲戒を実施することが明確された。知的財産権分野において信用システム構築を早く推進し、信用失墜を懲戒する制度を設立・完備するため、第四十六条の規定によって、知的財産権保護を担当する主管部門は、知的財産権の分野における信用メカニズムの構築を推進し、国家および省の規定に従って知的財産権の分野における自然人、法定人、および非法人組織の信頼できない行為を公共信用システムに記録するものとする。

社会信用主管部門は、知的財産権保護を担当する主管部門と連携して、信用失墜の懲戒処分措置を確立し、知的財産権の信用失墜の懲戒メカニズムを完備しなければならない。

同時に、第四十九条の規定によって、「自然人、法人と非法人組織は次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合、3年以内に政府財政性資金プロジェクトの申請及び表彰奨励の参与を行ってはならない。（一）故意により知的財産権を侵害し市場公平競争秩序をひどく破壊する場合。（二）履行能力があるのに発効した知的財産権法律文書の執行を拒否する場合。（三）知的財産権を侵害しかつ犯罪を構成した場合。（四）その他の知的財産権侵害かつ深刻な信用失墜行為がある場合。」

三は、知的財産権保護特別行動を設立する。中国共産党中央、国務院が印刷発表した『知的財産権

保護強化に関する意見』の中に、「違法所得を差し止め、権利侵害模倣品を破棄する措置を研究の上構じ、行政処罰力を強め、肝心分野、重点部分、重点団体における行政法的執行特別行動を展開する」という関連内容を参考とし、行政禁止命令を違反して再犯により権利侵害、悪意により権利侵害、団体により権利侵害に対する行政処罰力を強めるため、第十五条の規定により、知的財産権保護を担当する主管部門と関連部門は知的財産権侵害集中分野とハイリスク地域に対して行政保護特別行動を展開し、再犯により権利侵害、悪意により権利侵害、団体により権利侵害など行為に対する取り締まりと打撃を強める。

四は、知的財産権各分野、各部分に対して有効的規制の実施を明確する。知的財産権源保護は知的財産権フルチェーン保護の初めと基盤なので、源保護を強化してこそ、知的財産権後続の創出、運用、保護、管理とサービスは正常に運転し、イノベーション活動にサービスを提供できる。第九条の規定により、県レベル以上の人民政府は知的財産権源保護を強化し、肝心な核心分野における知的財産権創出と蓄蔵を推進し、産業の知的財産権アライアンスと産業専利プールの設立を推進しなければならない、知的財産権保護を担当する主管部門は知的財産権登録の出願における品質監督管理を強化し、法律に基づき非正常の専利出願、悪意により商標登録、作品著作权重複登記と悪意により登記など行為に対する取り締まりを行わなければならない。同時に、第十六条から第二十一条まで、それぞれ専利出願の権利確認エクスペンスウェイ、商標保護、作品著作权保護、営業秘密保護、古商号に対する知的財産権保護及び新しい分野新しい業態など分野において有効的規制を行い、厳しい保護と同時に、公共利益に配慮を加え、寛容慎重、公正合理の保護原則を提唱して、関連主管部門が各分野の当事者に対して行政指導を展開し、新しい分野新しい業態において知的財産権保護業務を探索・展開することが規定されたことによって、厳しく知的財産権を保護でき、権力の合理使用を規範化する。

## 二、知的財産権「大保護」の業務体制を構築する。

近年我が省は国家知的財産権戦略の実施を通じて、知的財産権保護業務レベルが絶え間なく向上し、経済社会の発展に大切な役に立つことができた。国家知的財産権局の知的財産権行政保護の業績効能の審査中、我が省は数年連続全国ランキング上位をキープしていた。知的財産権総合発展データは8年連続全国トップをキープしていた。成果を認めると同時に、冷静に不足が見えなければならない、特に知的財産権保護の総括調整メカニズム、多方面連携保護と紛争解決メカニズム、市場主体における海外知的財産権紛争対応など分野において問題が存在しているから、さらに知的財産権大保護の体制を構築でき、着実に品質向上を推進するため新しい要求が出てくる。このために、『条例』

は、行政法的執行、司法審判、仲裁調停、業界自律など多分野、多角度において知的財産権に全面保護を行い、知的財産権保護の連携配合を強化し、絶え間なく知的財産権大保護業務体制を健全する。

一は、政府と部門の管理責任を明確し、分析評価と審査メカニズムを確立する。機構改革の深化及び知的財産権管理職責の絶え間ない調整と最優化に伴い、第三条は、各レベル政府の所屬地域の責任を規定し、トップリーダー設計、資金投入、人員保障等業務を総括推進することを規定する。第四条は、我が省の機構改革実際に基づき、部門の職責と業務メカニズムを明確し、知的財産権部門と関連管理部門が法律に基づき職責を履行しなければならないことを規定する。同時に、政府の科学決定レベルを上げるため、知的財産権リスクを防止し、知的財産権と経済社会融合の発展を推進するため、第十一条の規定によって、知的財産権保護の分析評価と審査制度を設立し、省と地レベル以上の市人民政府が知的財産権の分析評価メカニズムを設立・完備しなければならない。知的財産権に係る重大な地域と産業企画及び財政性資金若しくは国有資本が設立した重大な政府投資プロジェクト、重大な自主イノベーションプロジェクト、重大な技術導入若しくは輸出プロジェクト、重大な人材管理と導入プロジェクトなど重大な経済科学技術活動について、プロジェクト主管単位は、知的財産権リスクを防止するよう知的財産権の分析評価を展開しなければならない。

二は、知的財産権行政法的執行の保護を強化する。知的財産権行政法的執行は知的財産権保護の重要な部分で、知的財産権分野における重大な案件法的執行は多部門の協力と係わり、且つ、知的財産権侵害と模倣品製造・販売案件に分野横断、地域横断など特徴が表れたため、第十二条は、省人民政府は、知的財産権法的執行協力メカニズムを確立・完備し、統一のおよび協調的な法的執行標準、証拠の規則と案例を指導する制度を確立し、知的財産権違法手がかりの通報、案件移送、法的執行の連携、検査鑑定結果の互い認証など制度を完備し、部門横断、地域横断において知的財産権案件処理の連携を強化しなければならないことを規定する。同時に、知的財産権案件において専門性が強く、調査証拠収集が難しい問題を解決するため、第十四条は、省人民政府は知的財産権行政保護の技術調査官制度を設立し、専門技術性が強い知的財産権案件に技術支持を提供しなければならないことを規定する。

三は、知的財産権の知能化の保護を強化する。知的財産保護の分野でデジタル化革新を奨励し、クラウドコンピューティング、ビッグデータ、ブロックチェーンなどの新世代の情報技術を最大限に活用して、知的財産保護の監督管理を強化し、できる限りデータを利用、法執行者と監督・サービスの対象者に対して便利を提供し、スマート、効率的、協同性がよいデジタル化の知的財産保護体制を探索・

設立する。第十条の規定によって、知的財産権保護を担当する主管部門及び関連部門は、知的財産権保護の知能化建設を強化し、ビッグデータ、人工知能、ブロックチェーンなど新技術を利用し、案件関連手がかりと情報の検査確認、源の追跡、重点商品の流れの追跡、重点作品ネットでの転載、権利侵害行為に対するリアルタイムの監視とオンライン識別、証拠の収集と保全、およびオンライン紛争解決など分野において、保護手段の革新を強化しなければならない。

四は、司法保護、行政執行と司法保護の連携を強化する。知的財産権の行政執行と司法保護の「デュアルトラックシステム」は、我が国の知的財産保護の特徴と利点である。行政法的執行には所要時間が短い特徴があり、司法保護には最終性の特徴がある。第二十二条の規定によって、知的財産権保護を担当する主管部門、関連部門と司法機関は、知的財産権保護行政法的執行と司法が繋がるメカニズムを構築・完備し、知的財産権分野において行政法的執行標準と司法立件追訴、裁判標準との調整・連携を推進する。知的財産権保護を担当する主管部門及び関連部門は、知的財産権案件の処理にあたって犯罪手がかりを発見する場合、タイムリーに司法機関に移送しなければならない。

五は、社会的の保護を強化する。知的財産権「大保護」業務体制の構築の目標は、多方面参与を推進し、知的財産権フルチェーン保護を構築し、総括調整および総合施策の知的財産権保護の共同力を形成させる。多様化した共同ガバナンスは、近代化の国家ガバナンス能力の重要な意味合い。知的財産権保護は、政府のガバナンス手法に焦点を当てるのみならず、社会的保護を積極的に強化して、マルチレベル、立体化、良性の相互作用、連携合作の知的財産「大保護」の体制を形成する必要がある。第二十八条から第三十六条は、関連単位および個人の保護、市場主体の保護、電子取引プラットフォームの保護、展示会の保護、専門市場の保護、大型イベントの保護、広告の保護、業界の自律の保護、コンプライアンスコミットメントシステムに対して効率的な規制を実施し、社会的力の参与を奨励・支援し、知的財産権紛争の多様な解決メカニズムを設立・完備し、良い知的財産権保護の雰囲気構築する。

六は、知的財産権保護のサービスとサポートを強化する。知的財産権の保護において、政府および関連部門は、主導的役割を十分に果たし、政府のサービス機能を積極的に実行し、さまざまなリソースを全体的に統括・活用し、各主体の知的財産権の保護において奨励およびガイダンスポリシーを完備し、我が省の知的財産権のサービスとサポートをさらに促進する。第三十七条から第四十六条の規定によって、知的財産権保護においてサービスとサポートを提供する政府と関連部門の職責を明確



にする：公共サービスを設立・完備し、政府サービスを最適化し、リスク早期警告サービスを提供すること、知的財産サービス産業の発展を促進し、知的財産権鑑定の特権化と規範化の構築を強化し、知的財産権業務の評価メカニズムを設立・完備し、知的財産権分野における信用システムの構築を推進し、海外の知的財産紛争対応の指導メカニズムを設立・完備し、および海外の知的財産権の保護サービスを強化する。

### 三、知的財産権の「快保護」の肝心な部分を通り抜ける。

知的財産権は、無形財産権の一種として、その権利の特殊性と権利侵害判定の複雑さの関係で、権利侵害事件の処理時間が長くなるという現実的な問題をもたらすことが多く、権利者が「訴訟が勝ったが、市場を失った」という行き詰まっている状況が表れて、全社会継続的な革新の積極性を間接的な影響を与えたことがある。知的財産の保護を強化するために、非常に重要な側面は「迅速な保護」。権利者にとっては、知的財産権が侵害された場合、損害賠償よりも、侵害をできる限り早く止め、損害の拡大を防ぎ、自らの市場における優位性を維持するほうが現実的であることが多い。

したがって、権利所有者が自身合法的な権利と利益を保護する際に「時間が長い、証拠収集が難しい、コストが高い、賠償金が低い」という問題を解決するため、地方立法により肝心な分野と重要な部分における知的財産権の快速保護メカニズムの構築に対して関連規定を作成する必要がある。この目的で、『条例』は、知的財産保護の実務と結びつき、権利の迅速な確認、権利保護、および紛争処理メカニズムを設立し、行政法執行とつなぎ、我が省知的財産保護の「風火輪」を継続的に強化する。

一は、専利出願の権利確認エクスプレスウェイを確立する。第十六条の規定により、市場監督管理部門が迅速な専利審査メカニズムの構築を促進し、関連規定に従って、国家の重点な発展産業および当省の戦略的新興産業などに対して専利出願および権利確認のエクスプレスウェイを提供する。

二は、迅速な権利保護メカニズムを確立する。第二十六条の規定により、知的財産保護を担当する主管部門、関連部門および司法機関は、迅速な知的財産権保護メカニズムの構築を強化し、知的財産権保護センターおよび快速権利保護センターの配置を整備し、優れた産業クラスターの地域において知的財産権保護センターと快速権利保護センターの設立の申請を支援する。設立を許可された知的財産権保護センターおよび快速権利保護センターは、専門的な技術支援プラットフォームの役割を果たし、知的財産権の出願申請の迅速な審査、権利確認、および権利保護の一連業務の保護を推進す

る。

三は、専利権侵害紛争などに対して迅速な処理メカニズムを確立する。専利の冒認行為や専利代理の違法行為に関する調査は技術的要求が比較的 low、事件の処理の難しさが比較的 small ことを考慮して、地方立法を通じて法的執行権限が明確に県レベルの知的財産権管理部門に付与される。中央政府は法的執行権限を上から下へ推移し、市場監督管理の法的執行に関する革新を統一する主旨に沿って、法的執行の効率を向上させ、我が省の専利紛争の件数が多く、紛争解決の圧力が大きい問題の軽減に役に立つ。したがって、第二十七条の規定により、知的財産権保護を担当する主管部門は、下位部門又は知的財産権分野において公共業務を管理する組織が専利権利侵害紛争を処理し、又は下位部門が専利代理違法行為に対して行政処罰を課すよう委託することができる。受託した部門或いは知的財産権分野の公共業務を管理する組織は、委託の範囲内で、委託機関の名義で調査および適切な処理を行うこととし、他の行政機関、組織或いは個人に調査の実施と関連処理を再委託してはならない。

四は、知的財産権紛争の調停と解決を強化する。知的財産権紛争の調停は、知的財産権「大保護」体制の重要な部分である。知的財産権紛争の多様な解決メカニズムを完備し、知的財産権紛争の解決における調停メカニズムの積極的な役割を十分に発揮するため、第二十四条の規定により、知的財産権保護を担当する主管部門は、知的財産権紛争の処理にあたって、法律に基づき、先に調停することができる。知的財産権保護を担当する主管部門および司法行政部門は、人民法院と連携して、訴訟および調停のマッチング作業を実施し、当事者の申請に応じて、知的財産権紛争の行政調停合意の結果の司法確認制度を模索し、オンライン、オフラインの調停および訴訟のマッチングチャンネルを円滑的に貫通すべきである。

#### 四、知的財産権を「同保護」する優れた環境を構築する。

我が省が更に速く世界の経済発展と接するため、より高いレベルの「インバウンド」だけでなく、より大きな「アウトバウンド」も必要になる。「インバウンド」について、知的財産権保護を強化し、ビジネス環境を最適化および改善する方法によって、より多くの外資系企業を我が省に積極的に投資を誘致する。「アウトバウンド」について、我が省は企業に海外の知的財産権サービスを提供し、企業が海外の知的財産紛争対応能力を高めるように指導し、企業に「アウトバウンド」を奨励する。

さまざまな市場主体およびイノベーション主体の知的財産権を平等に保護し、すべての市場主体およびイノベーション主体が公平と平等を感じさせ、優れたイノベーション環境を構築できるため、『条例』は「同保護」原則に準拠して、知的財産権の保護を強化するのみならず、知的財産権の保護の平等を反映しつつある。『条例』がさまざまな市場主体に等しく適用されることを確保し、企業の知的財産権保護の意識と管理レベルを全面的に強め、企業が全面的にコア競争力を上げるよう支援する。

一は、交流と合作メカニズムを確立する。各地域との連絡と交流を円滑化し、広東-香港-マカオ大湾区における知的財産権保護の協力を強化するため、第七条の規定により、省人民政府は広東香港マカオ大湾区の知的財産権合作メカニズム建設を強化し、広東-香港-マカオ大湾区及び汎珠江デルタ地域において知的財産権合作メカニズムに従い、知的財産権保護協力、紛争解決、情報共有、学術研究、人材育成等業務を推進し、知的財産権保護分野の交流合作を全面的に強化しなければならない。

省と地レベル以上の市人民政府は、知的財産権对外合作交流チャンネルを拡大し、企業、社会組織、知的財産権サービス機構を知的財産権保護の国際交流合作を法に基づいて展開するよう激励しサポートしなければならない。

二は、権利保護支援サービスと海外の権利保護支援サービスを強化する。現在、私の国は、知的財産権に関するほぼすべての重要な国際条約に加入し、世界60カ国、地域、国際組織と多国間および二国間合作協議と覚書を締結し、世界知的財産組織の50カ以上の会員国と協力関係が設立された。それにもかかわらず、知的財産の障壁は残っている。第四十条の規定により、知的財産権保護を担当する主管部門および司法行政部門は、知的財産権保護・支援のメカニズムを設立・完備し、条件に合う地域および業界における知的財産権保護・支援組織の設立を推進し、知的財産権サービス業界協会が公益代理および権利保護を配置し展開するようサポートする。保険機構が知的財産権保護および海外の権利保護のニーズに取り合わせて知的財産権保険事業を実施するよう奨励し、企業事業機関が知的財産権リスクの対応能力を向上させる。第四十一条の規定により、海外の知的財産権紛争対応に対する指導メカニズムを設立・完備し、海外の知的財産権保護サービスを強化する。知的財産権の公益サービス機構が海外の知的財産権紛争対応に対する指導を支援し、有能な社会組織および代理サービス機構が海外知的財産権保護の業務メカニズムが設立するよう奨励し、海外権利保護専門家データベース、事件データベースおよび法律データベースを構築し、海外の権利保護サービスを展開し、重点産業の企業、業界協会、商工会などが知的財産権の海外権利保護アライアンスが設立するよう指導し、

海外の権利保護支援サービス基金を設立し、海外の知的財産権紛争に対応する能力を向上させる。

出所： 2022 年 3 月 31 日付け広東省人民代表大会常務委員会ウェブサイトを基に JETRO 広州事務所  
所で日本語仮訳を作成  
[http://www.gdrd.cn/xwdt/202203/t20220331\\_186469.html](http://www.gdrd.cn/xwdt/202203/t20220331_186469.html)